

グループ活動：メンバー募集中

会員になると、会報やお知らせの受け取り、オンライン講演視聴などの基本特典がありますが、そのうえに、グループ活動に参加できます。

2020年度は次のようなグループが立ち上がりました。現在メンバー募集中です。

グループ 111

国籍法 11 条 1 項がグループ名の由来です。

「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」

この法律は明治憲法下の旧国籍法 20 条が平仮名、口語化されただけで改正国籍法でもそのままの文言で引き継がれたものです。この法律のために海外に住む日本人や国内で出生した外国人親を持つ子どもなどが、日本国籍離脱を余儀なくされています。

近年各国がインターネット官報を採用するようになったため、日本政府の監視から逃れることは難しくなりました。出入国はどうなる？パスポート更新は出来るの？戸籍はどうなる？日本国籍の再取得は可能だろうか？遺産相続は？などいろいろ疑問が出てきます。皆の体験や情報を共有し、専門家に話を聞き、現在係争中の裁判の進捗状況を知りましょう。

【重要】 プライバシーを重視した非公開グループです。グループ専用アプリを使います。匿名参加は可能ですが、ここで知った事を外に漏らさないと約束できる方だけ応募してください。

グループ 12 留保制度を考える

「留保制度」って？あなたが知らないとしても不思議ではありません。これは外国で生まれた二重国籍の子どもは 3 カ月以内に留保届を出さないと生まれた時にさかのぼって日本国籍を失わせるという制度です（国籍法 12 条）。留保届は出生届の中に組み込まれているため、実際は出生届を指していることとなります。

ところで現在、各国の国籍や移民に関する法律は様々なので、両親が日本人であっても、またいわゆる血統主義国で生まれても二重国籍になる場合があります。この法律は明治憲法下、大正時代に制定され出生地主義国のみ対象だったのが 1984 年国籍法改正でその範囲を全世界に広げてしまいました。その上届出期間厳守で、一日の遅れも許されません。日本国籍再取得の制度はありますが、条件を満たすのは難しそうです。

ただし、コロナ危機下の現在、期限内届出が不可能だったことを証明できれば、遅れての届出が可能です（戸籍法 104 条）。まずは体験や論文など情報を集めたり、弁護士や法律専門家の話を聞きましょう。

執筆・出版

AMF2020 会員が書いたものを何らかのかたちで将来の出版につなげることを目的とする。

たとえば会報「AMF デジタル」においてテーマを設定し、それへの会員の原稿発表を促進する。まずはテーマを定めたりレーコラムや、居住国でのレシピ紹介といったものが考えられる。

あるいは既に執筆済みあるいは執筆中の原稿を持っている会員がいる場合は出版（紙の書籍あるいは電子書籍）に至るまでの情報を共有し、協力する。

AMF2020 会員専用 FaceBook グループ

FaceBook への投稿を通じ、会員間の親睦をはかると共に、会員にとって有益な情報を共有する。投稿、閲覧者は会員にかぎる。メンバーは自由に投稿できるが、ここで得た他人のプライバシーに関する事柄を事前の許可なく外部に流出させるのは厳禁なのでご注意を。

紙版会報ダイジェストグループ

電子会報「AMF デジタル」の誕生で会報の情報量は大幅に増えました。けれど、やはり紙の会報が手軽で良かった、という人や忙しくて読めないまま忘れてしまった、という人もいます。会報は全会員共通のコミュニケーション手段なのにこれでは残念です。

そこで、希望者には会報ダイジェスト（各記事の簡単なまとめ）の紙版を郵送するグループを作りました。費用は当面のところ無料です。

新規に紙版ダイジェスト受け取りをご希望の方、またはダイジェストのプリントアウトと郵送のボランティアをしてくださる方、双方を募集します。

また、選択された本記事の紙版郵送も検討中です。